

1109 児童等の安全確保方策

【参考】文部科学省「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月発行）

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置する。災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。

教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

(1) 基本的な対応例

ア 初期対応（児童生徒等の安全確保、災害初期情報収集、安全確認、避難指示）

- ・ 火災や地震などは突然起こることから事前の対応は難しいが、風水害や火山災害では事前の予測がある程度可能な場合があり、気象情報等や噴火警報を確認することによって、早めに対策を講じることができる。
- ・ 災害の種類に応じて、身を守るための適切な指示を行い、児童生徒等の安全を確保する。
→授業中においては、教職員が児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。
(火気使用中であれば消火の指示、実験中であれば危険回避の指示)
→休憩中や放課後など教職員と児童生徒等が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。
- ・ ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する（災害の内容や規模、地域の被害状況等）。
- ・ 避難経路の安全確認を行い、避難が必要な場合は避難指示を出す。

イ 避難（安全な避難、人員確認、携行物品）

- ・ 集団で素早い行動がとれるよう全体を掌握する。
- ・ 教職員の誘導により児童生徒等を安全な場所に避難させる。その際、防災ずきんやヘルメット、防寒具等、避難時に身に付けるものについて指示を出し、落ち着いて、素早く安全に避難できるように配慮する。
- ・ 非常持出し物（避難先で必要となる物品等）を運搬する。
- ・ 校内を巡回して残留者の有無を確認する。
- ・ 避難場所で人員確認と安否確認（残留者の有無確認）を行い、行方不明者がいる場合は捜索や救出救助を行う。
- ・ 避難場所や周囲の安全点検を行い、必要があれば二次避難、三次避難を行う。

ウ 応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア）

- ・ 負傷者の確認と応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。
- ・ 児童生徒等の不安への対応を行う。

- エ 二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、管理下外の児童生徒等の安否確認）
- ・ 引き続きラジオ、テレビ、インターネット等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。
 - ・ 校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒等の校舎内外への移動が可能か判断する。
 - ・ 学校管理下外の児童生徒等の安否確認を行う（欠席、早退、休日・夜間等）。

(2) 生活の場面ごとの対応例

- ア 登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関、ほか）
- ・ 学校に避難してきた児童生徒等を保護し、安全を確保する。
 - ・ 教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる。
- イ 校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）
- ・ 携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）。
 - ・ あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒等を避難させる（早めの判断）。
 - ・ 公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく。
 - ・ 負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う。
 - ・ 児童生徒等の不安に対する対応を行う。
 - ・ 学校と連絡を取り、児童生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。
- ウ 休日・夜間
- ・ 配備基準に基づき学校へ参集する。
 - ・ 参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒等及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。
 - ・ 翌日以降の予定と留意事項等について児童生徒等に連絡する。

(3) 災害別の対応例

ア 火災への対応

(ア) 初期対応

- ・ 火災警報装置が作動した場合は、直ちに現場を確認する。
- ・ 学校、又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や児童生徒等に声や火災報知器で火災発生を伝えるとともに、出火場所と状況を職員室（本部）に連絡する。
- ・ 教職員による初期消火を行う。
- ・ 消防（119番）へ通報する。
- ・ 負傷者がいれば直ちに火災場所から搬出し、応急手当を行う。

- ・ 火災の場所や規模、風向きなども考慮して避難場所を決定する。

(イ) 避難

- ・ 火災の状況に応じて「水に濡らしたタオルで口を押さえながら、低い体勢で逃げる」などの確かな指示を行い、迅速かつ安全に避難させる。

イ 地震・津波災害への対応

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わずに指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。

地震の場合の一次避難（安全確保行動）としては、机の下に入ったり、太い柱の近くで低い姿勢をとるなど、上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」安全な場所にいち早く身を寄せることが重要である。

また、地震後に発生する津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまである。いずれの場合であっても、津波の危険地域の学校や、津波の危険地域で活動をしている場合においては、対応が遅れることのないよう情報連絡体制を整備するとともに、教職員が避難等に関する事項について共通理解し、適切に児童生徒等の安全を確保する必要がある。

(ア) 初期対応

- ・ 屋内では落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守ることが大切である。上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ頭部を保護する、机があればその下にもぐり机の脚を持つように指示する。実験等で火気を使用していたり、工作等で工具を使用していたりした場合は、火傷やけがに注意するよう指示する。
(※指示がなくても、これらの身を守る行動ができるようにしておくことが大切である)
- ・ 屋外運動場では落下物を避けるため校舎等から離れ、運動場の中央に避難させる。(事前に液状化や地割れの可能性について調査が必要)
- ・ 二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。
- ・ 職員室等に在室する教職員は、緊急放送をする。状況に応じて、児童生徒等の安全確保、避難経路の確保、火の元の初期消火を教職員に指示する。

(イ) 避難

- ・ 揺れが収まった後、校舎の大規模な損壊や火災などの恐れがあり、校舎内が安全でないと判断される場合は、本部の指示により、教職員による誘導で体育館や屋外運動場あるいはその他安全な場所に避難を開始する。その際、余震等による落下物から身を守るため、頭部を保護しながら避難するように指示を出す。(津波の危険がある場合には指示を待たずに避難を開始するよう指導しておくことが必要)
- ・ 沿岸部や河川周辺など津波の危険地域にある学校では、津波警報が発表されなくても強

い揺れや長くゆっくりとした揺れを感じた場合など、あらかじめ決められている避難場所へ避難する。

- ・ 学校が土砂災害等の危険地域にある場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

(ウ) 留意点

- ・ 児童生徒等が在校時だけではなく、登下校中や在宅時に地震が発生した場合など、児童生徒等が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められる。このようなことから、平素より様々な場面を想定した上で、「上からも落ちてこない場所、横からも倒れてこない場所や移動してこない場所に身を寄せる」など、児童生徒等一人一人の判断による対応ができるよう指導しておくことが必要である。緊急地震速報の警報音による安全確保訓練は揺れの前に安全確保ができることから有効である。実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておく。
- ・ 強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表された時は、津波の可能性があるため、安全な高い場所へ避難するよう指導しておく。
- ・ 児童生徒等が登校中、下校中に地震が発生した場合は、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かう。避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導する。（遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実状や通学方法等に応じた指導をしておく必要がある。）
- ・ 地震の揺れによって、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので留意する必要がある。余震により建物の損壊が進んだり、建物の外壁などが剥がれて落下するなどの二次災害が発生する可能性があることにも注意する。
- ・ 児童生徒等の下校または引き渡しについては、学区内の交通事情や児童生徒等の居住地の被災状況や津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。

(エ) 場面ごとの対応

○ 登下校中

- ・ 学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険があるなどの場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

○ 校外活動中

- ・ 携帯ラジオ等で地震規模、地域の被害状況、津波警報の有無等、必要な情報の収集に努める。
- ・ 津波や土砂崩れなどの二次災害が想定される場合は、すぐに避難を行う。津波の危険が予測される場合は高台等へ避難する。

(オ) 津波の発生が予想される場合の教職員の対応例

- ・ 沿岸部や河川周辺など津波の危険地域で強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難する。また、津波警報を覚知した場合も、避難指示を待たずに直ちに避難する。
- ・ 避難後も携帯ラジオ等で情報を収集し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とする。津波警報や津波注意報、避難指示が出ている状況で、安易に避難を解除して沿岸部に戻らない。
- ・ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施することが必要となる。

ウ 風水害への対応

地震に比べて、台風や低気圧などがもたらす大雨による水害や土砂災害、暴風、高潮などの危険度は徐々に高まってくる。激しい風雨の中では屋外での活動や移動が危険となることから、大雨警報、暴風警報等の気象情報を活用し、現象が激しくなる前に児童生徒等の安全を確保すること、川、用水路、崖、海岸などの危険な場所に近付かないことが大切となる。状況によっては次善の策として安全な建物に留まることや屋内の2階以上に移動する（垂直避難）ことも有効である。発達した積乱雲がもたらす急な大雨、雷や竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなどの激しい突風（以下「竜巻等激しい突風」という）については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が難しく、台風や低気圧による風水害とは対応が異なる部分がある。竜巻等突風以外にも、局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなどの飛ばされやすいものは常にしっかりと固定することが必要である。

※大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

(ア) 初期対応

- ・ 気象情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。
- ・ 大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、これら警報が発表される可能性がある場合、また、高齢者等避難等が発令された場合、注意報・警報の内容、気象情報、気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。
- ・ 下校時間や方法については、河川等の状況や天候、交通機関の運行状況などを把握し、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意する。
- ・ 強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置を行う。

(イ) 避難

- ・ 大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難指示等の連絡があった場合）は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。すでに道路が浸水しているなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として垂直避難を検討する。

(ウ) 留意点

- ・ 情報収集に当たっては、大雨、洪水、強風等の各注意報の中で警報の可能性に言及している場合や、時間的余裕を持って警報等が発表される場合があることに留意する。
- ・ 校外活動を行う場合、出発前に現地の気象情報（天気予報、注意報、警報、都道府県の気象情報等）を確認し、状況によっては、計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずる。

(エ) 場面ごとの対応

○ 校外活動中

- ・ 大雨や強風が予想される場合、出発前のみならず現地でも最新の気象情報の入手に努めるとともに、警報等の発表時には、現地の防災関係機関（气象台や市区町村等）からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き現地の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。
- ・ 波浪注意報、波浪警報が発表されている状況では海岸での活動は行わない。また、天気予報で「うねりを伴う※」との表現がある場合は、うねりにより浅瀬で急に波が高くなるので注意が必要である。

※うねり…遠くの台風などにより作られた波が伝わってきたもので、滑らかな波面を持ち、波長の長い規則的な波。

(オ) 発達した積乱雲がもたらす風水害への対応（雷、竜巻、急な大雨）

竜巻等激しい突風や雷は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難である。

これまでも、校舎外での学校行事実施中など、学校管理下における落雷事故が発生している。

また、雷や竜巻等突風を発生させるような発達した積乱雲は、急な大雨ももたらすことが多く、小河川や用水路等が急に増水したり一時的に溢れたりすることにより、川原に取り残されたり水に流されたりするなどの事故も発生している。

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切である。

○ 初期対応

- ・ テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意情報

が発表されていないか確認する。

- ・ 積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予想される場合は、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。
- ・ 河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、すみやかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。また、自分のいる場所では雨が降っていないなくても、上流の雨で増水することがあることにも注意する必要がある。上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。

○ 避難

- ・ 急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる、雷鳴が聞こえる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降り出す等の、積乱雲（雷雲）が近づく兆しがあるときは、落雷や竜巻等突風の危険性があるため、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる必要がある。
- ・ 落雷の場合、建物や自動車、バス、列車等の中への素早い避難が求められる。その際、雨が降っていないなくても落雷はあること、軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。また、樹木の下や近くは樹木からの側撃雷のおそれがあるため、絶対に避難先としない。校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に退避することが大切である。雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから安全な場所で待機を続ける。次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する必要がある。その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。
- ・ 竜巻注意情報が発表されたときは空の様子に注意し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、早めに安全な建物に移動させる。ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化などは竜巻が間近に迫ったときの特徴である。竜巻が間近に迫っている時は、近くの丈夫な建物の中に避難する、窓から離れカーテンを閉めるなど直ちに身を守る行動をとるように指導する。竜巻が発生、または接近を認知したときには、竜巻を見続けることなく直ちに安全確保の措置を講じる。

○ 竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

- ・ 窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
- ・ 雨戸やシャッターを閉じる
- ・ 地下室や建物の最下階に移動する
- ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ・ 部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ・ 丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
- ・ 上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

- ・ 近くの丈夫な建物に避難する
- ・ （丈夫な建物がない場合は）近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る
- ・ 車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
- ・ 橋や陸橋の下に行かない
- ・ 飛来物に注意する

【留意点】

- ・ 1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が激しい流れに変わり溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に待避させる。むやみに外に出ないのが基本である。
- ・ 休日や登下校時等においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所について、十分理解させておく。
- ・ 校外活動中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況であることを考え、早めの避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意する。
- ・ 竜巻注意情報は1時間限りの情報であるが、竜巻が起りやすい状況が続くときは再度発表される。
- ・ 下校時刻であっても、児童生徒を校舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。